



配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し①

平成29年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分以後の所得税から適用されることになっています。今回から数回に分けて、ポイントを紹介します。



配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しの全体像

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されるほか、**給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされます**（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限なし）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されるほか、対象となる**配偶者の合計所得金額の要件が38万円超123万円以下とされます**（改正前：38万円超76万円未満）。

2 扶養親族等の数の算定方法の変更

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が**源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算**することとされます。

また、**同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算**することとされます。

注。「源泉控除対象配偶者」とは、居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る）の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が85万円以下である者をいいます。また、「同一生計配偶者」とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。



3 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」に改められることから、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされます。

なお、「**給与所得者の配偶者特別控除申告書**」と兼用様式となっている「**給与所得者の保険料控除申告書**」は、上記の改正に伴い、「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」とは、**分離されることになっています**。

また、次の申告書についても記載事項の見直しが行われます。

- ・「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」
- ・「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
- ・「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」

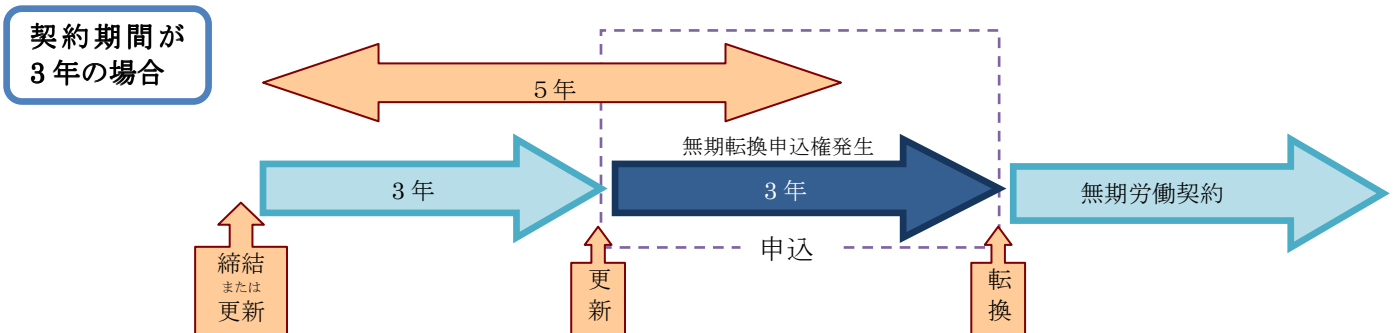
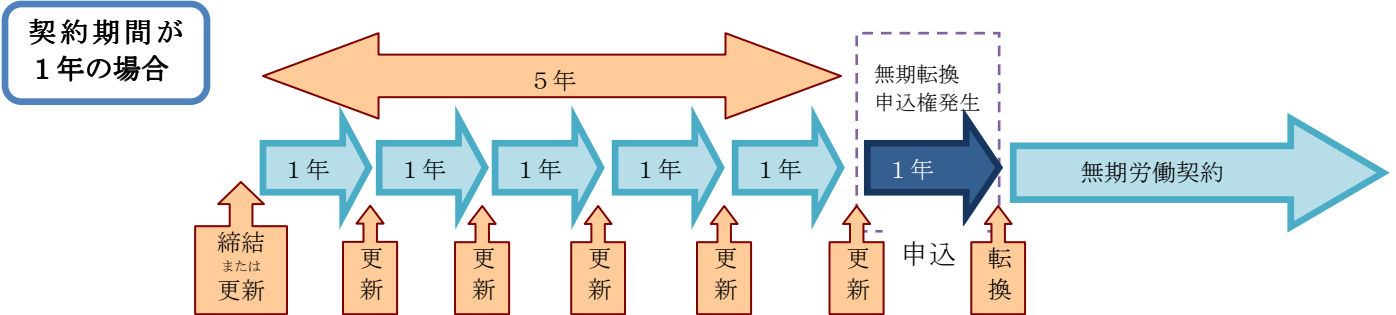
※各種様式の確定版の国税庁ホームページへの掲載は、例年通り9月末頃を予定しているようですが、その前に、各種様式の未定稿版（年末調整時に必要となる様式を除きます。）を7月末頃に同ページに掲載する予定とのことです。



この改正が、最初に企業実務に影響するのは、一般的に、平成30年1月に社員に支払う給与から所得税を源泉徴収する際ということになります（上記2の扶養親族等の数の数え方の変更の影響があります）。

「無期転換ルール」をご存じですか？

- 無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」（平成25年4月1日施行）により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。
- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者（パートタイマーやアルバイトなどの名称を問わず雇用期間が定められた社員）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。



※平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が通算の対象

無期転換の条件

○雇用している有期社員に無期労働契約への転換を申し込む権利（無期転換申込権）が発生した契約期間中に、その労働者から無期転換の申込みがあった場合は、使用者は申込を承諾したものとみなされて断ることが出来ず、その時点で無期転換申込権が成立します。

○次の3要件が揃ったとき、無期転換申込権が発生します。

1. 有期労働契約の通算期間が5年を超えている
2. 契約の更新回数が1回以上
3. 現時点で同一の使用urerとの間で契約している



「無期転換制度の導入」を、人事管理のあり方を見直すきっかけとして捉えることが大切です。

導入の手順や、助成金など支援策についてのご相談、定年後再雇用者の特例に関するお問合せは、つちはし事務所までお気軽にご相談くださいませ。

定年後再雇用された人の無期転換特例

無期転換制度は、基本的に有期契約の従業員全員が対象となりますが、定年後の再雇用については、労働局に申請をして認定を受けた場合は無期転換の申込権が発生しない、という特例が認められています。また、認定された後は、再雇用者の労働契約書に「無期転換申込権は発生しない」旨を追記する必要があります。こちらに関して、顧問先様には追って詳しい関連資料をお送りさせていただきます。

あとがき◆つちはし事務所より

☆ 今年も8月下旬から9月にかけて、算定基礎届のお知らせと一緒に、『社会保険ガイド2017』『2017年助成金活用ガイド』『らくらく助成金診断』など、お客様のお役立ち情報をお送りいたします。これらの冊子は原則、つちはし事務所のお客様だけにお送りしておりますが、お客様のお友達の社長様については無料で差し上げています。必要なときは、つちはし事務所まで、お気軽にお声掛けください。

☆ 来年の4月から、いよいよ有期雇用者の無期転換ルールについて実際に権利が発生することになります。その前までに、取り組んでおきたいのが定年後の再雇用者を無期転換申込の対象としないための特例の認定です。これについても、上記のお知らせと一緒に詳しい資料をお送りする予定です。

